

### 3 対象となる方の詳細

令和4年7月1日（基準日※7月以降の入学者は入学日）時点で、次の要件を満たしている保護者等

- (1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生等がいること。
  - ※ 高校生が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合は対象となりません。
  - ※ 兄弟姉妹で制度対象者が複数いる場合、それぞれ申請を行ってください。
- (2) 保護者等が東京都内に住所を有していること。
  - ※ 保護者等が東京都外に住所を有している場合、申請先は居住する道府県です。
  - ※ 生徒本人が東京都外の国公立高等学校等に在籍している場合であっても、保護者等が東京都内に住所を有している場合、申請先は東京都教育委員会です。
- (3) 生活保護受給世帯又は保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）であると証明できること。又は保護者等の失職、倒産などの家計急変の事由により、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（0円）相当となる見込みであること。
  - ※ 何らかの理由で課税証明書等が取得できない又はマイナンバーによる課税額の照会ができない場合、本制度の対象外です。
  - ※ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象外です。
  - ※ 7月以降に家計が急変した場合は、「8 お問合せ」先にご連絡ください。

「都道府県民税所得割額」及び「区市町村民税所得割額」が非課税相当となる世帯年収見込み

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人
世帯年収見込	204.4万円未満	221.6万円未満	271.6万円未満	321.6万円未満	370.4万円未満
年間所得金額	135万円未満	147万円未満	182万円未満	217万円未満	252万円未満

- ※ 世帯の人数とは、申請者（保護者等）とその扶養親族の人数を合わせた人数です。
- ※ この表の世帯年収とは、会社員で給与収入のみの場合の総収入をいいます。
- ※ 2人世帯の世帯年収見込額及び年間所得金額は、寡婦・ひとり親世帯の場合の金額です。

### 4 よくある質問

- Q1 所得割額が非課税であることは、どうすればわかりますか？**  
**A1** お勤めの会社等から渡される特別徴収税額通知書や、お住まいの市区町村から送付される住民税納税通知書を参照してください。これらの書類をお持ちでない場合は、令和4年1月1日時点にお住まいの区市役所・町村役場等で令和4年度住民税（非）課税証明書を発行してもらい、確認してください。
- Q2 海外に赴任しているため、日本国内に住所を有していません。就学支援金は支給されているので、奨学のための給付金も受給することはできますか？**  
**A2** 奨学のための給付金は、保護者全員の住所が日本国内にあることが条件となります。海外に赴任し、保護者等の一人でも住所が国内にない場合は、奨学のための給付金の支給対象とはなりません。ただし、令和4年7月1日現在で、一方の保護者等が都内に住所を有し、保護者等全員の令和4年度都道府県民税所得割及び市区町村税所得割が非課税と証明できれば対象となります。
- Q3 確定申告をまだしていませんが、申請できますか？**  
**A3** 確定申告をしていない場合は、住民税が非課税であるかを確認できないため申請できません。この場合、住民税課税証明書を提出できない又はマイナンバーによる税額の照会ができないため、申請ができませんので、至急確定申告等を行ってください。ただし、令和4年7月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給している場合は、確定申告等の必要はありませんので、生業扶助受給証明書を提出してください。
- Q4 父親が単身赴任で、他県に住んでいます。申請は、東京都にしてもよいですか？**  
**A4** 東京都が生活の本拠地となる場合は、東京都に申請してください。ただし、単身赴任先の道府県に既に申請している場合は、東京都への申請はできません。
- Q5 7月1日以降に、転学（退学）したのですが、申請できますか？また、申請できる場合、転学先の学校に提出すればよいですか？**  
**A5** 申請ができます。7月1日以降に退学した場合は退学前の学校に、7月1日以降に転学した場合は転学前の学校に提出してください。
- Q6 家計急変の発生事由を証明する書類とは、どのようなものがあるでしょうか？**  
**A6** 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等になります。上記の提出が難しい場合は、休業の案内や勤務日が激減したシフト表といった、家計急変の事実が確認できるものを提出してください。

### 5 必要書類

※ ☆マークがついている書類は、在学する都立学校の経営企画室又は東京都教育委員会のホームページで、令和4年7月以降、入手することができます。

- 👤 申請者全員
- ① 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（☆）
  - ② 支払金口座振替依頼書（☆） + 通帳の写し  
（金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ）
  - ③ 充当委任状（☆）（都立高校等において、高校生に係る学校徴収金への充当を承諾する場合）

- 👤 生活保護（生業扶助）受給世帯の方
- ④ 生業扶助受給証明書（☆）
    - ・「生業扶助受給」等の記載がある場合は、福祉事務所発行の生活保護受給証明書の提出でも可能です。
    - ・保護者に係る「受給開始日」が「令和4年7月1日」以前、証明書の発行日が「令和4年7月1日」以降となっていることを確認してください。

### 👤 非課税世帯（第1子及び第2子）及び家計急変世帯の方

	非課税世帯（第1子及び第2子）	家計急変世帯
④	<b>【都立学校の生徒】</b> マイナンバー収集台紙 （都立学校経営企画室でのみ配布）  ※ 就学支援金の申請でマイナンバー収集台紙を既に提出している場合、提出不要です。 ※ 配偶者控除等により、税情報の確認ができない場合、別途課税証明書等の提出をお願いすることがあります。	家計急変の事由を証明する書類 離職票、雇用保険受給資格者証等  家計急変前の収入を証明する書類 いずれかを保護者全員分 ・令和4年度住民税課税証明書 ・令和4年度特別徴収税額通知書 ・令和4年度住民税納税通知書
	<b>【都立学校以外の生徒】</b> いずれかを保護者全員分 ・令和4年度住民税（非）課税証明書 ・令和4年度特別徴収税額通知書 ・令和4年度住民税納税通知書	家計急変後の収入を証明する書類 会社作成の給与見込、直近の給与明細（3ヶ月）等 税理士又は公認会計士の作成した証明書類等  扶養親族の年齢・人数を確認する書類 扶養親族の記載された住民税課税証明書等 健康保険証の写し
⑤	<b>住民票の写し又は住民票記載事項証明書（☆）</b> 保護者に係る「住民となった日」が「令和4年7月1日」以前、証明書の発行日が「令和4年7月1日」以降となっていることを確認してください。	
⑥	（高校生でない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合） <b>兄弟姉妹の健康保険証の写し</b> 健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書（☆）も併せて提出してください。	
⑦	（都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいる場合で、第2子としての申請を行う場合） <b>兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書</b>	
⑧	（生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している場合） <b>生徒本人の健康保険証の写し</b> 健康保険証が国民健康保険の場合、扶養申立書（☆）も併せて提出してください。	

※ 家計急変世帯の必要書類は、都立学校の生徒、都立学校以外の生徒共通です。

■ 提出された（特定）個人情報の取り扱いについて  
 この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の（特定）個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、奨学のための給付金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督をいたします。  
 御提出いただいたマイナンバーは他の就学支援事業（高等学校等就学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用させていただく場合がございます。あらかじめ御承知おきください。